

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2025-6

ハイライト：

「製氷機付き浄水器、特許侵害でない」…コーウェイ、チョンホナイスに最終勝訴	1
LG化学、ロンバイ(容百科技)との正極材の特許紛争が拡大	2
食品企業の国際特許出願動向	3
免疫・血糖に関与する腸内微生物の生長調節メカニズムを究明	3
日常単語を組み合わせた商標、法「独占の権利なし」	4
「増加する偽物の個人輸入、法で阻止」商標法の改正案可決	5



特許判例

「製氷機付き浄水器、特許侵害でない」

コーウェイ、チョンホナイスに最終勝訴

コーウェイがチョンホナイスとの製氷機付き浄水器の特許侵害訴訟で大法院から勝訴判決を勝ち取り、11年ぶりに特許紛争が終息した。

大法院3部によると、チョンホナイスがコーウェイを相手取って起こした特許権侵害差止および損害賠償請求の訴訟で、コーウェイ製品はチョンホナイスの特許を侵害して

いないという2審判決が確定した。

今回の訴訟は2014年、製氷機付き浄水器の特許技術を侵害したとして、チョンホナイスがコーウェイに侵害差止および損害賠償の訴訟を提起したことから始まった。

1審は2015年2月、チョンホナイスの主張を受け入れ、コーウェイがチョンホナイスに100億ウォンを賠償するよう判決を下した。

しかし7年後の2022年7月、2審はコーウェイ製品に適用された技術はチョンホナイスの特許とは異なるとして特許侵害を認めず、1審を取り消して原告の請求を棄却した。その後、約3年ぶりに、大法院も特許侵害なしという立場を維持してチョンホナイスの上告を棄却した。

2審は両社の冷水生成および製氷方式が相違しており、特許侵害はないと判断した。チョンホナイスの特許の中核は、あらかじめ作られた冷水をそのまま製氷する方

式であることに対し、コーウェイ製品は冷水を製氷する方式ではないことが理由だとして、大法院も同じ結論を維持した。

これにより、11年1ヵ月に及んだ両社の製氷機付き浄水器の特許訴訟がコーウェイの勝訴で幕を閉じた。この事件は、チョンホナイスが請求した損害賠償額の元金だけで200億ウォンを超える規模となり、業界の関心を集めてきた。

コーウェイは当該特許が無効だと主張し、これにチョンホナイスは特許訂正で対応するなどして特許審判院で3度の審決を受け、特許法院・高等法院では4度の判決、そして大法院での4度の判決と、激しい攻防が繰り広げられてきた。

コーウェイは、「両社の製氷機付き浄水器は、製氷方式に根本的な違いがあるため特許侵害に該当しないという大法院の判決は当然の結論」とし「今後も技術のリーディング企業として保有する知的財産権の管理および保護をより一層徹底していく方針だ」と話した。



LG化学、ロンバイ(容百科技)との 正極材の特許紛争が拡大

LG化学、中国でバッテリー特許の無効判定

「事業に影響ない」「控訴など法的対応を検討」

LG化学が中国でバッテリーの特許紛争に巻き込まれ、特許無効判定を受けたことが分かった。

中国国家知識財産局はこのほどLG化学の「正極活性素材の製造方法およびリチウム二次電池用正極」の関連技術に対して無効査定を下した。

国家知識財産局は無効理由として、「当該特許の説明書が不十分であり、技術を再現できないため」としている。

当該訴訟の請求人は個人名義だが、業界では今回の訴訟戦が中国のロンバイとLG化学間の特許紛争から始まったと見ている。

LG化学は昨年、ソウル中央地裁にロンバイの韓国子会社である在世能院が自社の三元系正極材技術を侵害したとして特許侵害差止の訴訟を提起した。

正極材はバッテリー生産原価の約40%を占め、バッテリーの寿命などを決める中核素材だ。LG化学側は、ロンバイの正極材サンプルを分析し、多数の特許が無断使用されていることを確認して訴訟を起こしたという。

今回、中国で無効判定を受けた特許は、韓国で訴訟中の特許の中国版で、LG化学が訴訟を起こしたことに対抗して中国側が提起したものと解釈される。中国当局が当該特許を無効と判断したことで、ロンバイ側が韓国内の訴訟でこれを根拠として利用する可能性がある。

電気自動車用の中大型バッテリーで韓中企業間の特許訴訟が起きたのは今回が初めてであり、業界では今回の訴訟が今後の正極材特許紛争の基準になりうると見ている。

中国などの後発企業が技術を無断侵害して市場を拡大する状況が蔓延し、韓国バッテリー業界は対応に乗り出している。

LG化学関係者は、「控訴など法的対応を検討する」とし「国別に特許範囲や法律が異なるため、今回の判決が他国の特許や事業に及ぼす影響はない」と話した。



ンバン海苔を開発して適用した「エゴマ油含有の調味海苔」の、海苔のパリッとした食感を1年以上も保つ特許技術が隠されている。

ある食品業界関係者は、「内需企業だった時は研究開発部署の主な業務は新製品の開発だったが、現在は世界各国の嗜好と市場に合う製品はもちろん、次世代のフードテック技術開発に集中している」として「韓国食品を好む国が多くなるほど、食品企業の研究開発投資はさらに増えるだろう」と話した。



出願動向

食品メーカーの 国際特許出願動向

特許庁と、国際特許出願を管掌する世界知的所有権機関(WIPO)のデータによると、この5年間(2020～2024)に食品分野で特許出願の国内トップ10企業による出願数の合計は1,171件に達する。最も多く特許を出願した企業はCJ第一精糖(340件)だ。続いて大象(90件)、プルムウォン(74件)、三養(68件)の順となっている。CJ第一精糖は韓国国内で471件、海外で905件の食品特許を保有している。海外基準では5年間に世界5位の水準で特許出願が多い。

レシピの公開を嫌って特許出願をしない食品メーカーの傾向を勘案すると、研究開発への投資努力は実際にはさらに大きいと分析される。ラーメンだけでも、粉末スープが香りを維持する技術、具材・スープの保存性を高める技術、韓国内外の消費者に合わせたソース開発技術などが集約されている。CJ第一精糖の餃子とレトルトご飯には、100件余りの特許技術が適用されている。オリオンのチョコパイが、ロシアの極寒からインドの猛暑まで多様な気候環境で防腐剤を使用せずに6ヶ月以上味を維持する秘訣にも、長期間の研究を通じてたどりついた水分量の秘密がある。年1兆ウォン規模に成長した海苔の輸出市場の陰には、東遠グループがヤ



最新技術

免疫・血糖に関与する腸内微生物の 生長調節メカニズムを究明

韓国の研究チームは、人体内で免疫・血糖調節に関与し、新薬候補として期待される腸内微生物(マイクロバイオーム)が、競争しながら生長が調節されるメカニズムを究明した。

韓国食品研究院は、ナム・ヨンド精密食餌研究団長の研究チームが腸内微生物アッカーマンシア・ムシニフィラ(学名 *Akkermansia muciniphila*)の競争を通じた生長調節メカニズムを究明し、3月19日に研究結果を国際学術誌「ネイチャー・コミュニケーションズ」に公開したと明らかにした。

アッカーマンシア・ムシニフィラは腸粘膜層に棲息する細

菌で、粘液を構成する主要タンパク質であるムチン(mucin)を分解する。免疫機能と血糖調節ホルモンであるインスリンの感度調節などに関与し、腸の健康維持と人体の恒常性維持に中核的な役割をするという。新薬開発の候補として期待されているが、治療の潜在力に関する理解がさらに必要な状況だ。

研究チームは、浦項工科大学のキム・グァンスン教授チームと、食品研究企業であるエンテロバイオームとの共同で、健康な韓国人890人の腸内微生物の情報を収集して分析した。その結果、アッカーマンシア・ムシニフィラは単一種ではなく、4種のサブタイプに区分され、通常ひとりにひとつのサブタイプのみが存在するという事実が確認された。

研究チームは、各サブタイプ間に競争関係があるという仮説を立て、サブタイプ別に遺伝体および生理的な特性を比較した。

ムチンの活用性が高いアッカーマンシア・ムシニフィラのサブタイプI(AmI)と異なり、ムチンの利用能力が劣るサブタイプII(AmII)は競争相手であるAmIを選択的に除去し、腸に定着することが確認された。

AmIIは、細胞の外に物質を伝達する小胞体を通じてAmIを選択的に除去するタンパク質を分泌した。小胞体はAmIの細胞壁を破壊して除去し、AmIIの腸内定着を促進した。栄養成分の活用不利なアッカーマンシア・ムシニフィラのサブタイプが競争相手を除去する方向に進化したという生存戦略を初めて提示したのだ。

ナム団長は、「今回の研究結果は、アッカーマンシア・ムシニフィラのサブタイプ間の競争関係を究明した。各サブタイプを標的とする精密栄養の技術開発に寄与することを期待する」と話した。

日常単語を組み合わせた商標

法「独占の権利なし」

個々の単語よりも全体的な標章の構成と印象を基準として普通名詞が含まれた商標の識別力を判断する判決

を、特許法院が相次いで出している。業界で頻繁に使用される普通名詞の組み合わせだけでは消費者が商品の出処を認知しづらく、独立した商標とはいえないというものだ。

法曹界によると、特許法院第23部は、昨年12月にA社が自社の登録商標である「ウリハルメ」(※ウリハルメ＝うちのおばあちゃんの意)が含まれた自社登録商標を根拠に、「B社の『ウリハルメトッポッキ』の商標を使用禁止してほしい」として提起した訴訟の控訴審で、原告の請求を棄却した。この判決はA社が期間内に上告せず、1月にそのまま確定した。

2020年1月、ウリハルメトッポッキという名前のフランチャイズ加盟事業を始めたB社は、同じ名前で商標出願を試みた。しかし、A社の登録商標とウリハルメの部分が類似しているという理由で2022年5月に却下された。両社の商標権使用交渉が決裂すると、A社はB社を相手取って訴訟を起こした。

1審と2審はいずれもB社に軍配を上げた。ウリハルメは識別力が微弱で、A社の登録商標の要部とはいえないという理由からだ。要部とは、消費者が当該商品やサービスを他のものと区別して認識できるようにする商標の中核的な構成要素を指す。1、2審で法院は、A社の登録商標には識別力の高い部分がなく、A社の登録商標全体を基準にして類似しているかどうかを判断したのだ。

昨年4月にも法院は一般的な用語は要部として認めないという判決を出した。「オリーブチキン」というメニュー名について、チキンのフランチャイズBBQチキンがBHCを相手取って提起した訴訟で、特許法院はBHCに軍配を上げた。当時、特許法院は、「オリーブチキン」という表現が単にオリーブオイルを使ったチキンを指す一般的な名称に過ぎないと判断した。これに伴い、BHCの「ブラックオリーブチキン」が、BBQチキンの「オリーブチキン」を含む登録商標の商標権を侵害しているとはいえないと結論付けた。

商標に日常で使われる言葉を使用する際、その表現が他の要素とどのように調和するかを中心に商標権を判断する法理が明確になっていると評価された。商標の一部構成要素が互いに同一または類似しているという理由だけで商標権侵害を主張することは難しい。いわゆる要部観察をし

なければならない事案なのか、それとも全体観察をしなければならない事案なのか、事案別に綿密に検討する必要があるだろう。



「増加する偽物の個人輸入、法で阻止」

商標法の改正案可決

特許庁、「海外個人輸入における偽造商品の取り締まり、法的根拠を明確化」

海外個人輸入における偽造商品の取り締まりに関して、法的根拠を明確化した商標法の一部改正案が国会本会議を通過した。

海外から流入する偽造商品を取り締まる法的根拠の明確化を骨組みとする商標法の一部改正法律案が5月1日に国会本会議を通過したことが分かった。商標権侵害の前提となる「商標の使用」に供給行為を加えることにより、海外から韓国に配送される偽造商品を商標法上の商標権侵害物品とみなすようにしたもので、公布日から施行される

予定だ。

海外から流入する海外個人輸入物品は、昨年1年間だけで約1億4,000万件と集計され、韓国内に流入する偽造商品はこの3年間で約44%増加した。

韓国知識財産保護院の調査によると、2024年に個人輸入を通じて流入した偽造商品の申告件数2,772件のうち、韓国ブランドの偽造商品が1,080件で約40%を占め、韓国企業の被害が大きいことが分かる。

個人輸入行為が「譲渡」に該当するという判例解釈があったものの、より実効的な個人輸入の偽造商品取り締まりのためには商標法上の明確な根拠規定の新設が必要という関係部署からの意見が集まり、今回の改正が推進された。

こうして、商標法上の「商標の使用」の下位行為の類型として第2条第1項第11号八目に「海外で商品、または商品の包装に商標を表示したものを運送業者など他人を通じて韓国内に供給する行為」が追加された。

また、安価な装身具製品の24%からは韓国内の安全基準値を超過するカドミウム、鉛などの発ガン性物質が検出されるなど、海外個人輸入の偽造商品は人々の健康にまで直接的な脅威となっている。よって今回の商標法改正案は、韓国国民の安全確保にも大きく役立つものになってくれるだろう。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr